

《中央通り公園P-PFI事業》公募資料素案に関する質問への回答書

令和7年4月14日

No.	頁	章	1.	(1)	ア.	図表	項目名	質問内容	回答
1								敷地周辺の関連事業として重要と考えている、バスタや図書館の開業について、想定時期を教えてください	バスタの整備スケジュールは公表されておりません。なお、バスタ運営事業者の募集要項では令和8年度に運営権の設定と実施契約の締結が予定されています。図書館は最速で令和11年度の開業を予定しています。
2								大学誘致の計画状況を教えてください、開学時期の延長などの報道もありますが、その場合の本PFI事業のスケジュールの変更があるか知りたいです	JR四日市駅前の大学設置については、令和13年度の開学を予定しています。なお、大学事業に関連して、P-PFI事業のスケジュールを変更することは考えていません。
3								P-PFI開業時点でのバスタ東島の整備状況を教えてください、特に歩行ルートなど、動線をどのように計画されているか明示してください	バスタの整備スケジュールが公表されておりませんのでP-PFI開業時点の状況はお答えすることができません。なお、現時点での動線の計画については、以下のホームページで公表されている近鉄四日市駅スターミナル検討部会第11回検討部会資料を参考にしてください。 https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/yokkaichi_bus_terminal.html
4								事業期間の上限20年を超えて事業を行いたい場合に、P-PFI制度の特例を使わない方法で事業を継続することは可能でしょうか？	公募設置等指針の公表時に示します。
5								事業期間20年を超えた部分でP-PFI制度の特例を使わない場合、建蔽率の上乗せがなくなりますが、その比率に合わせるべく、整備した建物の減築または解体と新設(都市公園法の建蔽率2%まで減築するか、取り壊して建蔽率2%で再建するか)は必要でしょうか？	公募設置等指針の公表時に示します。
6								事業期間20年を超えた部分でP-PFI制度の特例を使わない場合、建蔽率の上乗せがなくなりますが、休養施設、運動施設、教養施設については、20年を超えても10%の建蔽率上乗せが適用される可能性はあるのでしょうか？同様に適用される施設があれば教えてください。	公募設置等指針の公表時に示します。
7								事業期間20年を超えた部分でP-PFI制度の特例を使わない場合、公園使用料の設定が市の一般的な都市公園の規定に基づいた値に下がるのでしょうか？	公募設置等指針の公表時に示します。
8								事業期間20年を超えた部分でP-PFI制度の特例を使わない場合、利便増進施設の占用許可に関する特例はなくなり、該当施設は撤去し、また新たな設置は認められないのでしょうか？	公募設置等指針の公表時に示します。
9								PFIの敷地には駐車場がないため、利用者に不便を強いる懸念を持っています。そのため周辺の駐車場の活用を視野に入れています。現在の利用状況・利用料金等について、情報をいただくことは可能でしょうか？	市営中央駐車場、市営本町駐車場、くすの木パーキングのリアルタイムでの駐車状況(満車・空きあり・混雑)が以下のサイトよりご覧いただけますので、参考にしてください。 https://platinumaps.jp/maps/cty-map 利用料金等については、以下のホームページよりご確認ください。 ・市営中央駐車場 https://times-info.net/P24-mie/C202/park-detail-BUK0033282/ ・市営本町駐車場 https://times-info.net/P24-mie/C202/park-detail-BUK0033280/ ・くすの木パーキング https://www.dhia.co.jp/price.html
10								PFIの敷地には駐車場がないため、利用者に不便を強いる懸念を持っています。そのため周辺の駐車場の活用を視野に入れています。週末における通勤・沿道の駐車状況について、情報をいただくことは可能でしょうか？	https://times-info.net/P24-mie/C202/park-detail-BUK0033280/ https://www.dhia.co.jp/price.html
11								自家用車での利用者が多いと想定されますが、公共交通利用を促進するためのインセンティブ制度の予定はありますでしょうか？	市が行う公共交通利用に関するインセンティブを付与する取り組みは今後検討していく予定です。
12								自家用車での利用者が多いと想定されますが、四日市市役所駐車場や四日市市営中央駐車場を本事業の駐車場として活用することは可能でしょうか？	可能です。(有料)
13								ニワミ子よっかいちまちづくりパートナーズ(以下、NYP)の記載がありますが、本PFI事業との関連や位置付け、官民連携の具体的なステークホルダーを教えてください。	ステークホルダーとしては、市の関係部局と中心市街地のまちづくりにかかわる各主体を中心としつつも、広く中央通りの賑わいづくりにかかわる主体の参画を想定しています。このため、今後、市の関係部局に加え、既存のまちづくり主体などを中心に、ニワミ子よっかいちまちづくりパートナーズ(以下、NYP)を組織し、バスタの運営会社やP-PFI事業者、商店街などと連携・調整を図りながら沿線の賑わいづくりに向けて中央通りの適正で効果的な運営を行っていくと考えています。
14								NYPにより、本PFI事業が運営や活用の制約を受けることを懸念していますが、NYPによる公共空間の賑わい創出とは、具体的にどこ敷地を想定していますでしょうか？	公共空間としては中央通り再編事業により整備される、幅の広い歩道、中央通り公園、バスタ内東海道広場を想定しています。国道1号～三滝通り間の中央通り公園では、商工会議所前のステージ周辺、アーパンスポーツ・イベントエリア周辺を想定しています。なお、NYPは中央通りを中心にまちづくりに関わる各主体の活動が効果的に行われるよう調整するものであり、NYPがP-PFI事業を制約することはありません。
15								エリアプラットフォームに関わる商店街の方々(団体)・本PFI事業・NYPについて、会合の形式や連絡手段など、どのような方法で連携を行うかを教えてください。	現時点で具体的な連携の方法は決まっています。今後NYPの組成と合わせて、連携の手法を検討していきますが、P-PFI事業者についても、そのなかに加わっていただくこととなります。
16								公募は予定通り行いつつ、本PFI事業の開始はバスタの事業開始に合わせるなど、周辺の状況に合わせることは可能でしょうか？	公募設置等指針の公表時に示します。